

# 水産業編

## 解説

この編には、「2018年漁業センサス（漁業経営体調査）」、「海面漁業生産統計調査（海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収穫統計調査）」、「内水面漁業生産統計調査」、「水産物流通調査（水産加工統計調査）」、「漁業経営統計調査（個人経営体調査）」等による水産業に関する統計を掲載した。

### 1 地域区分（大海区（都道府県別区分））

日本海北区とは、青森県、秋田県、山形県、新潟県及び富山県の範囲をいう。

日本海西区とは、石川県、福井県、京都府、兵庫県（日本海側）、鳥取県及び島根県の範囲をいう。（本編「解説」6ページの「大海区・大海区別都道府県区分図」を参照。）

### 2 調査の概要

#### (1) 2018年漁業センサス

##### ア 調査の目的

この調査は、漁業の生産構造、就業構造並びに漁村及び水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的としている。

##### イ 調査の時期

平成30年11月1日現在。

##### ウ 調査の方法

「農林水産省—都道府県—市区町村—統計調査員—調査対象」の実施系統で行い、統計調査員が、調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査の方法により行った。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

また、調査対象から面接調査の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査の方法をとった。

#### (2) 海面漁業生産統計調査（海面漁業漁獲統計調査、海面養殖業収穫統計調査）

## 解説

### ア 調査の目的

この調査は、我が国の海面漁業、海面養殖業の生産に関する実態を明らかにし、水産基本計画における水産物の自給率目標の策定並びに資源の保存及び管理を行うための特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量（TAC）の設定等の水産行政に係る資料を整備することを目的としている。

### イ 調査の時期

調査対象期間は、毎年1月1日から12月31日までの1年間。

### ウ 調査の方法

調査は原則として年1回、次の(ア)から(イ)までの調査対象別の方法により実施した。

#### (ア) 水揚機関

a 統計調査員が、調査票又は電磁的記録媒体を配布して行う自計調査又はオンライン調査の方法。

b 統計調査員が、水揚機関の事務所の電子計算機又は紙に出力された記録を閲覧し調査票に転記する他計調査の方法。

c 統計調査員による面接聞き取り（他計調査）の方法。

#### (イ) 漁業経営体

水揚機関で把握できない漁業経営体について、次のいずれかの方法により調査を実施した。

a 統計調査員が調査対象に調査票を送付して行う自計調査の方法又は面接調査の方法。

b 往復郵送調査又はオンライン調査の方法。

#### (ウ) 一括調査

統計調査員が、調査票を配布し、回収する自計調査の方法、又は、統計調査員による面接聞き取り（他計調査）の方法により実施。

また、調査結果については、海面漁業経営体の所在地に計上した。

(3) 内水面漁業生産統計調査

ア 調査の目的

この調査は、我が国の内水面漁業及び内水面養殖業の生産に関する実態を明らかにし、水産基本計画における水産物の自給率目標の策定等内水面の水産行政に係る資料を整備することを目的としている。

イ 調査の時期

調査対象期間は、毎年1月1日から12月31日までの1年間。

ウ 調査の方法

調査対象が調査票の配布及び回収方法を自由に選択できることとし、調査実施前に、委託事業者が各報告者に確認を行い、次に掲げる方法により行った。

(ア) 調査対象者が自計調査を選択した場合

a 委託事業者が郵送により調査票を配布し、郵送、FAX又は統計調査員が回収する方法。

b オンライン調査による方法。

(イ) 調査対象者が他計調査を選択した場合

民間事業者が任命した統計調査員による面接調査の方法。

(4) 海面漁業・養殖業産出額

漁業生産活動の実態を金額で推計した。

具体的には、海面漁業生産統計調査結果から得られる魚種別生産量に水産庁「產地水産物流通調査」、主要產地の市場、関係団体等から得られる魚種別產地卸売価格を乗じて推計した。

(5) 水産物流通調査（水産加工統計調査）

ア 調査の目的

この調査は、全国の陸上加工経営体における水産加工品の生産量を調査し、水産加工品の生産動向を明らかにして、水産加工業振興対策等のための資料とする目的としている。

イ 調査の時期

調査対象期間は、毎年1月1日から12月31日までの1年間（漁業センサス実施年を除く。）。

ウ 調査の方法

2018年漁業センサス結果に基づき、品目別に生産量の大きい方から順に都道府県を配列し、生産量の累積和が全国の生産量の

80%に達するまで都道府県（以下「主産県」という。）を抽出。

2018年漁業センサス結果で把握された全国の水産加工品を生産する陸上加工経営体について、主産県ごとに品目別にその生産量の大きい方から順に品目別総生産量の80%に達するまでの陸上加工経営体を調査対象とした。

この調査は、次のいずれかの方法により実施した。

(ア) 統計調査員が調査対象経営体との面接による聞き取り又は関係書類の閲覧により調査票を記入する他計調査の方法。

(イ) 統計調査員が調査対象経営体に調査票を配布し、回収する自計調査の方法。

(ウ) 農林水産省が調査対象経営体に調査票を郵送で配布し、郵送又はオンライン（政府統計共同利用システム）で回収する自計調査の方法。

(6) 漁業経営統計調査（個人経営体）

ア 調査の目的

この調査は、漁業経営体の財産状況、収支状況、操業状況等の経営実態を明らかにし、水産行政等の推進のための資料を整備することを目的としている。

イ 調査の時期

毎年1月1日から12月31日までの1年間

ウ 調査の方法

職員又は統計調査員が調査対象経営体に「個人経営体調査票」を配布し、調査対象経営体が記入した調査票を郵送又はオンラインにより回収した。

ただし、郵送又はオンラインにより調査票を回収できない場合には、職員又は統計調査員による回収、調査対象経営体に対する面接又は電話聞き取りにより行った。

### 3 用語の解説

(1) 漁業生産構造

ア 漁業経営体

過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。

ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除外。

#### イ 経営組織

##### (ア) 個人経営体

個人で漁業を営んだものをいう。

##### (イ) 団体経営体

個人経営体以外の漁業経営体をいう。

##### a 会社

会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。

なお、特例有限会社は株式会社に含む。

##### b 漁業協同組合

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）（以下「水協法」という。）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。

なお、内水面組合（水協法第18条第2項に規定する内水面組合をいう。）は除外。

##### c 漁業生産組合

水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。

##### d 共同経営

二つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。

#### ウ 漁船

過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。

ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除外。

#### エ 経営体階層

漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」及び「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。

##### (ア) 初めに、過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）が、

大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖に該当したものを当該階層に区分。

(イ) (ア)に該当しない経営体について、過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数により区分（使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層に区分。）。

#### オ 漁業層

##### (ア) 沿岸漁業層

漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を合わせたものをいう。

##### (イ) 中小漁業層

動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を合わせたものをいう。

##### (ウ) 大規模漁業層

動力漁船1,000トン以上の各階層を合わせたものをいう。

#### カ 個人経営体の専兼業分類

##### (ア) 専業

個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業からのみの場合をいう。

##### (イ) 第1種兼業

個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。

##### (ウ) 第2種兼業

個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。

#### キ 基幹的漁業従事者

個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自家漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。

#### ク 漁業就業者

満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。

**ケ 新規就業者**

過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事が主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかつたが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。

なお、個人経営体の自営漁業のみに従事した者については、前述のうち海上作業に30日以上従事した者を新規就業者とした。

**(2) 漁業生産量**

海面漁業漁獲量、海面養殖業収穫量、内水面漁業漁獲量及び内水面養殖業収穫量を総称したものをいう。

**ア 漁獲量（海面）**

漁ろう作業により得られた水産動植物の採捕時の原形重量をいい、乗組員の船内食用、自家用（食用又は贈答用）、自家加工用、販売活餌等を含む。ただし、次のものは除外した。

- (ア) 操業中に丸のまま海中に投棄したもの。
- (イ) 沈没等により消失したもの。
- (ウ) 自家用の漁業用餌料（たい釣のためのえび類、敷網等のためのあみ類等）として採捕したもの。
- (エ) 自家用の養殖用種苗として採捕したもの。
- (オ) 自家用の肥料に供するために採捕したもの（主として海藻類、かしばん、ひとで類等）。

なお、船内で加工された塩蔵品、冷凍品、缶詰等はその漁獲物を採捕時の原形重量に換算した。

- (カ) 官公庁、学校、試験研究機関等による水産動植物の採捕。

調査、訓練、試験研究等を目的として、官公庁、学校、試験研究機関等が行う水産動植物の採捕の事業のうち、生産物の販売を伴わないもの。

**イ 漁獲量（内水面）**

利潤又は生活の資を得るために生産物の販売を目的として内水面漁業により採捕された水産動植物の採捕時の原形重量をいい、自家消費を含むが、投棄した数量及び農家

等が肥料用に採捕した藻類等の数量は販売しない限り除外した。

**ウ 収穫量（海面及び内水面）**

養殖業により食用を目的に収穫した水産動植物の数量をいい、自家用（食用）を含めた。

**エ 観賞魚販売量（にしきごい）**

観賞用を目的として、内水面で養殖（卵又は稚魚から観賞用サイズまで育てるこ）を行い販売した数量をいう。

**(3) 水産加工品生産量****ア 陸上加工経営体**

販売を目的とする以下の事業所をいう。

- (ア) 調査期日前1年間に水産動植物を他から購入して陸上において加工製造を行った事業所

(イ) 原料が自家生産物であっても加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従業者を使用し加工製造を行った事業所

**イ 水産加工品**

水産動植物を主原料（原料割合で50%以上）として製造された食用加工品及び生鮮冷凍水産物をいう。

ただし、水産加工統計調査においては、水産物つくだ煮類及び塩辛類以外の水産缶詰・瓶詰、寒天及び油脂・飼肥料は調査対象としていない。

**ウ 生産量**

生産量は、製品（出荷、販売ができる形態）となった時点の製品重量とした。このため、例えば同一加工場において、かつおからかつお節を製造し、更にけずり節を製造した場合は、けずり節の生産量のみを計上している。

ただし、生鮮品を凍結した後に加工した場合には、生鮮冷凍水産物及び水産加工品の該当品目として、それぞれに計上した。

なお、生産量は板付かまぼこの板などの不可食部分の重量、あるいはつくだ煮、塩辛の缶・瓶等の重量を除いた内容重量とした。

**(4) 漁業経営（個人経営体）****ア 漁業投下固定資本**

固定資産である土地、建物・構築物、船舶、漁網・はえ縄等の年始めの現在価に、それぞれの漁業・養殖業への使用割合を乗じたものである。

#### イ 漁労収入

調査期間1年間の自家漁業及び自家養殖業による漁獲物、収穫物の販売収入、現物処理（自家消費、物々交換等を行った漁獲物及び収穫物）の評価額である。

なお、現物仕向けの評価は調査地における市場卸売価格による。

#### ウ 漁労支出

調査期間1年間の自家漁業及び自家養殖業による漁獲、養殖生産物の育成、収穫、販売等に要した費用及び当年に負担すべき固定資産の減価償却費の合計である。

#### エ 漁労所得

漁労収入－漁労支出

#### オ 漁労外事業収入

調査期間1年間に漁業経営以外に経営体が兼営する水産加工業、遊漁船業、民宿及び農業等の事業によって得られた収入のほか、漁業用生産手段の一時的賃貸料のような漁業経営にとって付随的な収入も含む。

なお、漁業に関わるもの除去した制度受取金等を含む。

#### カ 漁労外事業支出

調査期間1年間に漁業経営以外に経営体が兼営する水産加工業、遊漁船業、民宿、農業等の事業に要した費用を計上した。

#### キ 漁労外事業所得

漁労外事業収入－漁労外事業支出

#### ク 事業所得

漁労所得+漁労外事業所得

#### ケ 漁労所得率

漁労所得÷漁労収入×100

#### コ 漁業固定資本装備率

漁業投下固定資本÷最盛期漁業従事者数

#### 漁業生産構造、漁業産出額、漁業経営

##### 統計部 経営・構造統計課

電話 (076) 263-2161 内線3636、3633

直通 (076) 232-4894

#### 漁業生産、水產物流通

##### 統計部 生産流通消費統計課

電話 (076) 263-2161 内線3642

直通 (076) 232-4895

## 大海区・大海区别都道府県区分図

